

あなたの健康を守るためにできることがあります。

- 特定健診を受診しましょう。

6月下旬までに対象者へ受診券を郵送しています。まだ受診していない場合は、お早めにお住まいの市町の国民健康保険担当課にご相談ください。

- 適度な運動を毎日行いましょう。
- バランスの良い食事をとりましょう。
- かかりつけ医を持ちましょう。

日頃の診療や健康管理まで、気軽に相談しましょう。

- 薬を正しく飲みましょう。
- お薬手帳を活用しましょう。

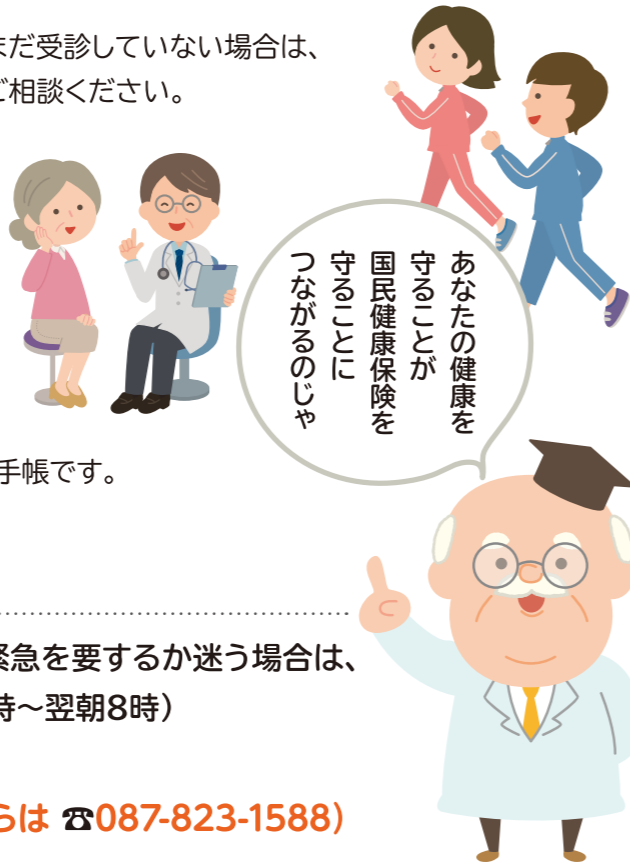
「お薬手帳」とは、処方された薬の詳細を記録できる手帳です。薬の重複などをチェックしましょう。

- ジェネリック医薬品を活用しましょう。

- 夜間の急病、子どもの急な病気やけがの時に、緊急を要するか迷う場合は、「救急電話相談」に連絡してみましょう。(午後7時～翌朝8時)

一般 ☎087-812-1055

小児 ☎ #8000(ダイヤル回線・IP電話からは ☎087-823-1588)



読んでおこう！ 知っておこう！ 香川県の国民健康保険

かがやくけん、かがわけん。
香川県

守ろう！ わたしの健康 みんなの国保

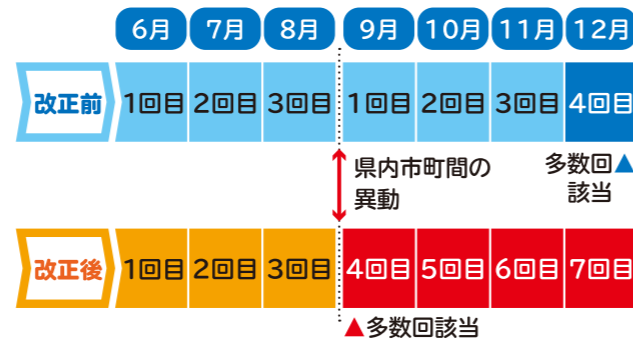


平成30年4月に

国民健康保険を
守るため、
運営が県単位に
なりました。

県内の引越して高額療養費が引き継がれるようになりました。

高額療養費制度は、医療機関の窓口で支払った額が、ひと月に定められた自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を支給します。また、過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目以降は「多数回該当」となり、その限度額が下がります。これまでは、他の市町へ住所異動をした場合、回数を通算することができませんでしたが、県単位に変わって、県内の市町であれば、通算することが可能となりました。



各種給付の申請や保険料(税)・保険証に関するお問い合わせ先は、これまでどおりお住まいの市町の窓口です。

【新たな国保制度に関するご意見・ご質問】

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県 健康福祉部 医務国保課 国民健康保険室
TEL 087-832-3317 E-mail imu@pref.kagawa.lg.jp

または、お住まいの市町の国民健康保険担当課におたずねください。

詳しくは [香川県医療情報総合サイト](#)

こくほ博士

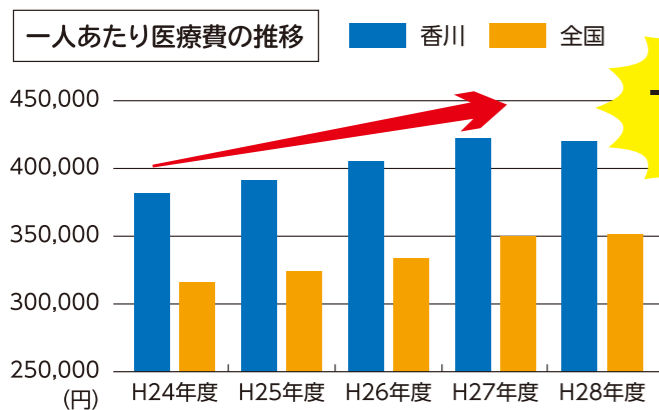


「国民健康保険」は、 みんなのための制度です。

国民健康保険がかかえる問題って何？

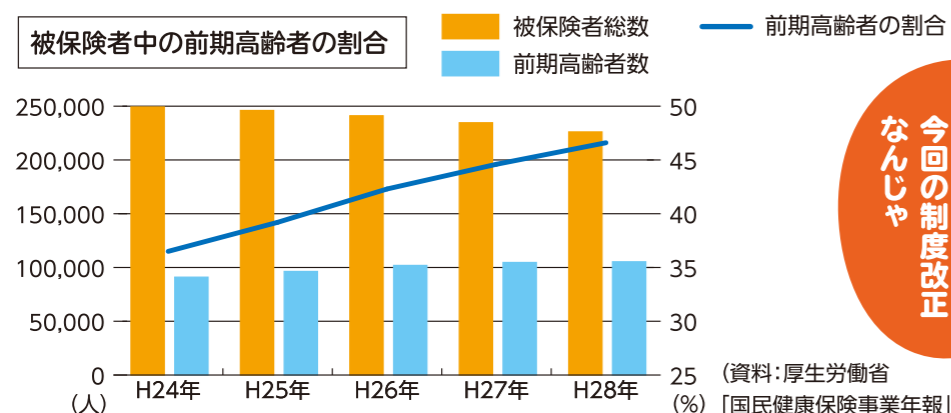
これまで国民健康保険は、全国的に高齢者の割合が高く、一人あたり医療費は年々増え続けている一方で、小規模の市町村による運営は、財政運営が不安定になるリスクが高くなっていました。

香川県でも、国民健康保険の被保険者のうち65歳から74歳までの前期高齢者の占める割合が全国平均よりも高いことで、一人あたり医療費は全国平均と比べ高くなっているなどの理由により、財政運営が厳しい市町村がありました。



香川県の
一人あたり医療費は
全国第4位

(資料:厚生労働省
「国民健康保険事業年報」)



(資料:厚生労働省
「国民健康保険事業年報」)



そこで
行われたのが
今回の制度改正
なんじゃ



「国民健康保険」を守るため、運営が 県単位に変わりました。



これまでの仕組みでは、財政運営が厳しい市町村がありました。そこで、「国民健康保険」の運営が市町村から県単位になり、県と市町村が共同運営することとなりました。各種申請や届け出はこれまでどおり市町村の窓口で行えます。

次のようなメリットが生まれました。

市町村の小さな財布から、県の大きな財布にまとめることで、財政の安定化を図ります。県は、市町村が県に納める毎年度の納付金を決定する際に、複数年の平均値を使用して計算し、保険料の急激な上昇を起きにくくしています。また、県単位で運営することにより、事務の効率化、標準化を図ることができます。



これまでと変わらない市町村の役割

- 被保険者が納める保険料(税)を決定し、徴収します。
- 国保に加入する資格を管理し、被保険者証を発行します。
- 保険給付を決定し、支給します。

国保の各種
窓口業務は
これまでどおり
市町村が行います。

安心！
安心！



あたらしい香川県の役割

- 国民健康保険運営方針を定め、安定的な財政運営や効率的な事業の実施を図ります。
- 市町村ごとの納付金を決定し、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払います。
- 市町村が保険料率を決定する際に参考とする市町村ごとの標準保険料率を算定し、公表します。
- 財政安定化基金を設置し、保険給付が急増した場合などに活用します。

香川県

今回の 制度改正の 要点 その1



県が財政運営の責任主体として
安定的な財政運営をし、
制度の安定化を図ります。

今回の 制度改正の 要点 その2



国保に関する各種申請や届け出は
これまでどおり、
お住まいの市町村窓口で行えます。